

中央大学通信教育部学生会横浜支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、中央大学通信教育部学生会横浜支部と称する。

(所在)

第2条 本支部は、主たる事務所を支部長住所地に置く。

2 本支部は、理事会の決議によって、従たる事務所を理事住所地に置くことができる。

(支部旗)

第3条 本支部は、中央大学通信教育部から支部旗の貸与を受ける。

2 支部長は、善良な管理者の注意を以て、支部旗を保管する義務を負う。

3 支部長は、本支部の活動を行う場合においては、支部旗を掲揚しなければならない。但し、掲揚する場所がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(目的)

第4条 本支部は、中央大学通信教育部学生会の本旨に則り、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図るとともに、支部員相互の親睦交流を深め、以て支部員の中央大学法学部通信教育課程卒業に至る迄の学生生活を円滑かつ快適ならしめることを目的とする。併せて、通信教育制度の啓発に努め、その質的向上に係る施策に参加し、以て中央大学法学部通信教育課程の振興に貢献することを目的とする。

(活動)

第5条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

(1). 学習会

(2). 懇親会

(3). 教員招請行事

(4). 講演会

(5). 研究会

(6). メンタリング

(7). 学習ガイダンス

(8). 中央大学通信教育部の施策への協力

(9). その他、理事会の決議によって指定するもの

2 前項各号に掲げる活動には、中央大学通信教育部又は他の学生会支部からの委託、要請又は共同実施の提案を受けて本支部が行うものを含む。

3 本支部は、本支部の活動及び業務を適正かつ円滑に遂行するために、情報基盤を活用する。

(参加制限)

第6条 理事又は参事は、次の各号の一に該当する者に対し、前条第1項各号に掲げる活動への参加及び前条第3項に規定する情報基盤の利用を制限することができる。

- (1). セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他一切のハラスメント行為をした者
- (2). 暴力団、極左暴力集団、カルト宗教団体、テロ組織その他一切の反社会的勢力に関係する者
- (3). 危険物、毒物、劇物、凶器その他一切の人の生命に危険を及ぼし得る物品を携帯している者
- (4). 出入国管理及び難民認定法第5条第1項に規定する感染症患者又は新感染症の所見がある者
- (5). 動物（身体障害者補助犬法第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を同伴している者
- (6). 周囲を著しく汚染し、又は他の参加者の迷惑となるおそれのあるものを所持している者
- (7). 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の参加者の迷惑となるおそれのある者
- (8). 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれのある者
- (9). 弁護士又は隣接法律専門職を業とする者であって、過去に業務停止処分を受けている者
- (10). 本支部において知り得た情報を漏洩し、又は不正の目的に使用するおそれのある者
- (11). 本支部において営業上若しくは宗教上の勧誘行為等をした者、又はするおそれのある者
- (12). 本支部において公職選挙法上の選挙運動等をした者、又はするおそれのある者
- (13). 学習会講師に対し、いわゆる引き抜き行為をした者、又はするおそれのある者
- (14). 学習会講師又は教員招請行事における教員に対し、合理的範囲を超える負担を要求した者
- (15). 理事、参事、監事、メンター又はメンティに対し、合理的範囲を超える負担を要求した者
- (16). 理事又は参事の許可なく活動中に演説、貼紙、文書の配布その他これに類する行為をした者
- (17). 理事又は参事の許可なく活動中に録音、録画、撮影その他これに類する行為をした者
- (18). 理事又は参事の許可なく活動中に電子計算機の鍵盤操作等を行い、騒音を発生させた者
- (19). 理事又は参事の許可なく活動中に携帯機器の操作音を発し、鳴動させ又は通話した者
- (20). 質問の繰り返し、不規則発言又は粗野若しくは乱暴な言動によって活動の進行を妨害した者
- (21). 活動場所の施設管理者等によって禁止されている行為をした者、又はするおそれのある者
- (22). 受動喫煙を拒否する権利を行使する者が存在する場所において喫煙した者
- (23). 本支部の名誉若しくは信用を毀損し、又は本支部の活動を妨げる行為をした者
- (24). 本支部の活動の参加費を納めない者
- (25). 本支部に虚偽の届出を行い、又は変更の届出を怠った者
- (26). 本支部において支部員又は賛助支部員の資格を停止され、又は本支部から除名された者
- (27). 他の学生会支部において除名され、又はこの規約の趣旨に反する行為をした者
- (28). その他、活動の安全及び秩序を維持するための理事又は参事の指示に従わない者
- (29). 事前の申込みを要する活動において当該申込みを怠った者
- (30). 定員が設定されている活動において定員を超える申込みをした者

2 理事又は参事は、前項各号の一に該当する者又はこれに該当するおそれのある者に対し、本支部の活動及び業務の範囲において、一定の作為又は不作為を求めることができる。

3 理事又は参事は、前各項の規定を濫用してはならない。

4 理事又は参事は、第1項の規定を適用する場合は、予め、他の理事又は参事と可能な限りにおいて協議するとともに、適用したときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 理事、参事、監事、メンター若しくはメンティ又はこれらの地位にあった者は、その地位において知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合は、適用しない。
- (1). 既に生じ、又はまさに生じようとしているハラスメントの事実を報告するとき
 - (2). 既に生じ、又はまさに生じようとしている不正行為の事実を報告するとき
 - (3). 前条第1項各号の一に該当する者に関する事実を中央大学通信教育部に報告するとき
 - (4). 前条第1項各号の一に該当する者に関する事実を他の学生会支部と共有するとき
 - (5). 人の生命、身体及び財産等に対する危険があり、緊急の必要性があるとき
 - (6). その他、正当な事由があるとき

(講師)

第8条 理事は、講師を委嘱する場合は、中央大学法学部、中央大学大学院法学研究科又は中央大学大学院法務研究科のいずれかに学生として在籍した経歴を有する者であって、中央大学法学部通信教育課程を熟知し、共に学ぶ熱意を有し、かつ、次の各号の一に該当する者を選任しなければならない。

- (1). 中央大学通信教育部インストラクター又はその経験を有する者
- (2). 高等教育機関において准教授以上の職階を有する者
- (3). 法曹となる資格を有する者又は司法試験合格者
- (4). 弁理士となる資格を有する者
- (5). 司法書士となる資格を有する者
- (6). 不動産鑑定士となる資格を有する者

2 前項の規定は、学習会講師、教員招請行事における教員及び研究会において講師を招請するときにおける当該講師の委嘱について、これを適用する。

- 3 前各項に規定する委嘱は、理事会の決議によらなければならない。

(不正行為の放棄)

第9条 本支部は、自由、自主及び自立を基調とする支部員の学問の研究促進及び学力向上を誠実に希求し、不正行為は、学生生活を円滑かつ快適ならしめる手段としては、永久にこれを放棄する。

2 本支部は、前項の目的を達するため、中央大学通信教育部所定の学習報告課題の模範解答の頒布その他の不正の活動は、これを行わない。これに反する講義及び演習は、これを認めない。

(収集しない情報)

第10条 本支部は、次の各号に掲げる情報は、収集しない。

- (1). 学習会コンテンツ（活動紹介用のもの及び中央大学通信教育部が公開を認めるものを除く。）
- (2). 中央大学法学部通信教育課程における過去の試験の問題及び面接授業の配布資料
- (3). 偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いて収集されたことが明らかな情報
- (4). 本支部の目的及び活動に関連しない個人情報（いわゆるセンシティブ情報を含む。）

- 2 本支部は、支部員が個人として行う情報収集行為について、関知しないものとする。

第2章 活動

(学習会)

第11条 本支部は、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図ることを目的として、学習会を行う。

2 支部員でない者は、聴講生として本支部の学習会に参加することができる。

(学習会の日時及び会場)

第12条 本支部は、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日に学習会を行う。但し、社会情勢等に鑑みてやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

2 本支部は、前項に規定する日の午前9時から午後6時までの間に学習会を行い、開講時間は原則として各回3時間以上とする。但し、理事会の決議によって、これを変更することができる。

3 本支部は、神奈川県のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市及び葉山町のいずれかに所在する公の施設又はこれに準ずる施設を会場として、学習会を行うものとする。

(学習会の計画)

第13条 学習会を担当する理事は、学習会講師並びに理事及び参事の予定、学事日程、時期、会場の予約状況、資格試験日程その他一切の事情を考慮しつつ、最善の計画を立案するものとする。

(協力義務)

第14条 学習会を経験する者は、何人も、共に学ぶ者の互助の精神に基づき、学習会の価値の最大化並びに換気、採光、保温、清潔その他会場の安全及び衛生の維持向上に協力しなければならない。

(学習会の受付)

第15条 学習会の受付の事務は、理事又は参事が行う。

2 学習会に参加する者は、何人も、支部員証、学生証又は運転免許証等の写真付きの本人確認書類を提示した上で、支部員又は聴講生としての受付の手続を経なければならない。

(ランチミーティング)

第16条 本支部は、支部員相互及び学習会講師との親睦交流を深めるとともに、支部員の学問の研究促進及び学力向上並びに礼節の修得を目的として、学習会を行う日にランチミーティングを行う。

2 ランチミーティングに要する費用は、原則として、参加者が各自負担するものとする。

3 本支部は、ランチミーティングに出席した学習会講師の飲食費の実費について、金2,000円を上限として負担する。但し、当該負担は当該学習会講師の同意を要するものとする。

(講義料)

第17条 本支部は、学習会講師に対し、謝金と交通費を合算した講義料を、学習会を行う日に、直接通貨によって全額支給する。但し、本支部と学習会講師の間に別段の合意がある場合、又は学習会講師から別の方法による支給の要望がある場合であってその方法が合理的であるときは、この限りでない。

2 謝金は、理事会の決議によって定める時間単価に、開講時間を乗じて計算する。開講時間は30分単位とし、端数は切り上げる。但し、本支部の活動等、学習会講師の責めに帰さない事由によって開講時間を短縮したときは、短縮前の開講時間によって計算することができるものとする。

3 交通費は、学習会講師の自宅の最寄り駅から学習会会場の最寄り駅までの間の営業キロ程が片道50kmを超える場合に限り、当支部が認める合理的な通常の経路又は方法によって、その往復普通乗車券相当額について計算する。但し、特別の事由があるときは、理事会の決議によって、特急列車の普通車指定席を利用したときの往復特急券相当額について、合わせて計算することができるものとする。

4 学習会講師は、講義料の支給を受けたときは、原則として、本支部が用意する中央大学通信教育部所定の領収証に記名及び捺印しなければならない。

(懇親会)

第18条 本支部は、支部員相互の親睦交流を深めるとともに、支部員の学問の研究促進及び学力向上並びに礼節の修得を目的として、懇親会を行う。

2 支部員でない者は、聴講生として本支部の懇親会に参加することができる。

3 懇親会の幹事は、理事、参事又は監事とする。

4 懇親会の幹事は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の趣旨が徹底されていない店舗、アルコールの用意のない店舗、ソフトドリンクの用意のない店舗、その他第1項の目的に鑑みて適切でない場所を懇親会の会場としてはならない。

5 懇親会の会計は、第56条の規定にかかわらず、独立採算とする。

6 未成年者又は車両等を運転する予定のある者は、絶対に飲酒をしてはならない。他の参加者は、これらの者に対し、絶対に飲酒を勧めてはならない。

7 何人も、飲酒の強要、一気飲ませ、意図的な酔い潰し、飲酒しない参加者に対する無配慮な言動、飲酒に起因する迷惑行為その他一切の逸脱行動をしてはならない。

(教員招請行事)

第19条 本支部は、中央大学専任教員による指導の機会の確保を通じて支部員の学問の研究促進及び学力向上を図るとともに、相互の親睦交流を深めることを目的として、教員招請行事を行う。

2 支部員でない者は、聴講生として本支部の教員招請行事に参加することができる。

3 教員招請行事の責任者は、理事又は参事とし、理事会の決議によって定める。

4 教員招請行事に参加する者は、何人も、学生が発表及び討論を行った上で指導を仰ぐという教員招請行事の趣旨を理解し、本支部から事前に配布される資料等を熟読するとともに、予習用課題等に真摯に取り組み、期日までにその解答等を提出し、全日程に出席するよう努めるものとする。

5 教員招請行事の演習においては、学習会に係る第12条乃至第16条の規定を準用する。この場合において、「学習会」とあるのは「教員招請行事」と、「支部員」とあるのは「参加者」と、「学習会講師」とあるのは「教員招請行事における教員」と、それぞれ読み替えるものとする。

6 教員招請行事の懇親会においては、前条の規定を準用する。この場合において、「支部員」とあるのは「参加者」と読み替えるものとする。

7 教員招請行事の参加費は、理事会の決議によって定める。

(講演会)

第20条 本支部は、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図り、又はその知的好奇心に応えることを目的として、識者を招聘し、講演会を行うことができる。

- 2 支部員でない者は、聴講生として本支部の講演会に参加することができる。
- 3 講演会の責任者は、理事又は参事とし、理事会の決議によって定める。
- 4 第1項に規定する招聘は、理事会の決議によらなければならない。
- 5 講演会の参加費は、理事会の決議によって定める。

(研究会)

第21条 支部員は、この規約の範囲において、特定の科目、学問、資格試験、趣味その他一切の事柄について共通の関心を有する支部員が相互に情報を交換し、知識を共有し、議論し、研鑽に励み、又は行動することを目的とする研究会を、本支部において主宰することができる。

- 2 研究会を主宰する支部員は、目的及び活動に照らして必要かつ合理的な範囲において、成績要件、資格要件、入会試験その他の方法によって入会希望者及び継続希望者を選抜することができる。
- 3 研究会を主宰する支部員は、目的、活動、組織、会計及び前項に規定する選抜を行う場合はその方法を記載した規約を予め作成しなければならない。
- 4 研究会を主宰する支部員は、理事の求めがあるときは、速やかに理事会に研究会の活動状況を報告し、又は会計書類を提出しなければならない。会計年度が終了したときも、同様とする。
- 5 研究会の会計は、第56条の規定にかかわらず、独立採算とする。
- 6 研究会の設置及び廃止は、理事会の決議によらなければならない。

(メンタリング)

第22条 本支部は、共に学ぶ者の互助の精神に基づく対話を通じて支部員の学問の研究促進及び学力向上を図るとともに、家族的情味に基づく本支部への帰属意識を醸成し、自由、自主及び自立を基調とする人格の完成の一助とすることを目的として、メンタリングを推進することができる。

- 2 本支部のメンタリングは、次の各号の全部又は一部について行うものとする。
 - (1). 科目の履修に関する相談、助言及び支援
 - (2). 読解力及び表現力の養成を通じた文章作成力の向上に関する相談、助言及び支援
 - (3). 学習報告及び卒業論文の作成に関する相談、助言及び支援
 - (4). 面接授業及びメディア授業の受講に関する相談、助言及び支援
 - (5). 科目試験の受験に関する相談、助言及び支援
 - (6). その他、中央大学法学部通信教育課程における学習に関する相談、助言及び支援
 - (7). その他、メンターとメンティが個別に合意した事項
- 3 メンタリングを担当する理事は、メンタリングの推進に関する適切な目標、手段及び指標を策定し、モニタリング及び評価を行い、運用の継続的な改善に努めるものとする。
- 4 メンタリングを担当する理事は、メンター及びメンティに対し、より充実したメンタリングを推進するために必要な範囲において、一定の作為又は不作為を求めることができる。
- 5 この規約に規定するほか、メンタリングに関し必要な事項については、内規で定める。

(メンター)

第 23 条 メンタリングを担当する理事は、メンターを委嘱する場合は、中央大学法学部通信教育課程の基本的な制度等を把握し、責任感及び倫理観を有し、かつ、本支部の学習会を 8 回以上経験している者を選任しなければならない。なお、その者が中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生又は卒業生であるときは、中央大学通信教育部給付奨学金の成績基準を満たす者を選任しなければならない。

2 メンターは、メンティに対し、前条第 2 項各号の全部又は一部を行うものとする。

3 メンタリングを担当する理事は、メンターに対し、本支部において充実したメンタリングを推進するために必要な範囲において、資格、経歴及び属性等に関する情報並びにその証拠、並びに既に行った個別のメンタリングに関する活動報告の提出を求めることができる。

4 メンターは、原則として、電子メールを用いて対応を行う。但し、相手方の同意のあるときは、チャット若しくは電話を用いて又は対面によって対応を行うことができる。

5 メンタリングを担当する理事は、メンターが相互に情報を交換し、知識を共有し、議論し、研鑽に励み、又は行動することを目的とするメーリングリストを運営することができる。

6 メンターは、正当な理由なく対応を遅延若しくは懈怠し、又は離脱してはならない。

7 メンターは、メンティごとに毎月 1 回以上、メンタリングを行わなければならない。

(メンティ)

第 24 条 支部員は、メンタリングの趣旨を理解した者に限り、メンティとなることができる。

2 メンティにおいては、メンターに係る前条第 3 項乃至第 6 項の規定を準用する。この場合において、「メンター」とあるのは「メンティ」と読み替えるものとする。

(メンタリングの割り当て)

第 25 条 メンタリングを担当する理事は、メンター及びメンティの希望条件、資格、経歴及び属性等を考慮し、メンタリングの目的に照らして全体として最適と判断される割り当てを行うものとする。

(学習ガイダンス)

第 26 条 本支部は、支部員、聴講生及び入学を検討している者に対し、本支部の目的及び活動を周知し、相談、助言及び支援の場を提供することによってその学問の研究促進及び学力向上を図り、併せて本支部の活動の活性化を図ることを目的として、学習ガイダンスを行うことができる。

2 本支部は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生に対し、学習に関する助言を与えるとともに、本支部の目的及び活動の周知を通じて本支部の活動の活性化を図ることを目的として、中央大学通信教育部主催の学習ガイダンスに参加することができるものとする。

(中央大学通信教育部の施策への協力)

第 27 条 本支部は、通信教育制度の啓発に努め、その質的向上に係る施策に参与し、以て中央大学法学部通信教育課程の振興に貢献することを目的として、中央大学通信教育部の施策への協力を行う。

2 本支部は、前項の趣旨を踏まえ、学習会への参加希望者の受入、入学案内及びパンフレットの配布等、中央大学法学部通信教育課程に対する市民の関心を喚起する活動を行うものとする。

第3章 組織

(支部員)

第28条 本支部の支部員は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生であって、本支部の目的に賛同し、本支部への入会の申込みを行い、理事又は参事が承諾した者とする。

2 支部員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1). 本支部の活動に積極的に参加すること
- (2). 本支部の活動に関する自由な討議に参加し、提案し、又は意見を述べること
- (3). 本支部の理事及び監事を選出し、並びにこれらの者から選出されること

3 支部員は、次の各号に掲げる義務を有する。

- (1). 本支部の活動に積極的に参加すること
- (2). 本支部の活動の参加費を納めること
- (3). 本支部の規約及び内規を遵守すること

4 支部員は、理事に退会の届出を行うことによって、本支部を退会することができる。

5 支部員は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、支部員の資格を失う。

- (1). 死亡
- (2). 中央大学法学部通信教育課程からの除籍又は卒業
- (3). 前年度の支部員が第64条第4項に規定する継続手続をとらないこと
- (4). 除名

6 支部長は、次の各号の一に該当する支部員について、総会の決議によって、除名することができる。この場合においては、当該支部員に弁明の機会を付与しなければならない。

- (1). 第6条第1項各号の一に該当し、その情状が極めて悪質と認められる支部員
- (2). 本条第3項に規定する義務に違反し、その情状が極めて悪質と認められる支部員
- (3). その他、支部長が除名を相当と認める重大な非行のあった支部員

7 支部長は、前項に準ずる支部員について、3月以上1年以下の期間を定めて、支部員の資格を停止することができる。この場合においては、当該支部員に弁明の機会を付与しなければならない。

(賛助支部員)

第29条 本支部の賛助支部員は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生以外の者であって、本支部の目的に賛同し、本支部への入会の申込みを行い、理事又は参事が特別に承諾した者とする。

2 賛助支部員には、支部員に係る前章及び前条第2項乃至第7項の規定を準用する。この場合において、「支部員」とあるのは「賛助支部員」と読み替えるものとする。但し、前条第2項第3号及び第5項第2号の規定は、賛助支部員には、適用しない。

(聴講生)

第30条 本支部の聴講生は、支部員及び賛助支部員以外の者であって、この規約及び内規の規定するところに従い、本支部の活動に参加する者とする。

(役員)

第 31 条 本支部に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1). 理事 3 人以上 5 人以内
- (2). 参事 10 人以内
- (3). 監事 1 人以上

2 何人も、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げない等、不当な方法によって役員となることを勧奨してはならず、かつ、本人の意思に反して役員となることを強制してはならない。

3 役員は、法令、学則及びこの規約を遵守し、忠実にその任務を遂行しなければならない。

4 役員は、任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。なお、役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が決定しないときは、その任務を継続して行うものとする。

(理事)

第 32 条 理事は、本支部を代表し、本支部の活動及び業務を執行する。

2 理事は、役員を 6 月以上経験している支部員の中から、総会の決議によって選任する。

3 理事は、他の学生会支部の役員を兼ねるときは、総会の承認を受けなければならない。

4 支部長は、理事の互選によって選任する。支部長は、本支部の活動及び業務を総理する。

5 支部長以外の理事は、副支部長とする。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときはその任務の全部又は一部を代行する。

(参事)

第 33 条 参事は、理事を補佐し、本支部の活動及び業務の執行を支援する。

2 参事は、本支部の学習会に 8 回以上参加している支部員又は賛助支部員の中から、理事会の決議によって選任する。

3 参事は、他の学生会支部の役員を兼ねるときは、理事会の承認を受けなければならない。

(監事)

第 34 条 監事は、本支部の活動及び業務の執行並びに会計の状況を監査する。

2 監事は、本支部の理事又は参事でない者の中から、総会の決議によって選任する。

3 監事は、本支部の活動及び業務の執行並びに会計の状況について、法令、学則若しくはこの規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告しなければならない。

(顧問)

第 35 条 支部長は、次の各号の一に該当する者に対し、顧問を委嘱することができる。

- (1). 学習会講師
- (2). 中央大学法学部通信教育課程に関係する教職員
- (3). 支部長を経験した者

2 顧問は、理事、参事又は監事の諮問に答え、意見を述べることができる。

(合議制機関)

第 36 条 本支部に、次の各号に掲げる合議制の機関を置く。

- (1). 総会
- (2). 理事会

(総会)

第 37 条 総会は、本支部の最高議決機関として、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1). 活動報告の承認
 - (2). 収支決算の承認
 - (3). 活動方針の承認
 - (4). 収支予算の承認
 - (5). 規約の改正
 - (6). 理事及び監事の選任並びに理事が他の学生会支部の役員を兼ねることの承認
 - (7). 支部員の除名
 - (8). 解散又は合併
 - (9). その他、理事又は監事が必要と認める事項
- 2 定時総会は、毎年度 2 回、4 月から 5 月までの間及び 1 月から 3 月までの間に招集する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。
- (1). 理事が必要と認め、理事会の決議によって招集の請求をしたとき
 - (2). 支部員の 5 分の 1 以上が必要と認め、目的を記載した書面により招集の請求をしたとき
 - (3). 監事が第 34 条第 4 項に規定する報告のため必要と認め、招集の請求をしたとき

(総会の議決権)

第 38 条 総会の議決権は、当該総会の招集日が属する月の前々月末日における支部員が有する。

(総会の招集)

第 39 条 総会は、理事が招集する。

2 総会を招集する理事は、総会の日々の 2 週間前までに、会議の日時、場所及び目的を記載した書面（信書又は中央大学通信教育部が発行する補助教材『白門』の「支部欄」における本支部の記事に限る。）を以て、議決権を行使することができる支部員に対し、その通知を発しなければならない。

3 総会を招集する理事は、総会に出席しない支部員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、前項に規定する通知に際して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び支部員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

(総会の定足数)

第 40 条 総会は、議決権を行使することができる支部員の 3 分の 1 以上の出席がないときは、開会することができない。但し、議決権を行使するための書面を提出した支部員及び他の支部員を代理人とする旨の委任状を提出した支部員は、本条の規定の適用については、出席したものと見做す。

(総会の議長)

第 41 条 総会の議長は、当該総会に出席した支部員の互選によって選任する。

2 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。総会の議長は、そのために必要な範囲において、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(説明義務)

第 42 条 理事及び監事は、総会において支部員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、その説明をすることにより支部員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(総会の決議)

第 43 条 総会の決議は、出席した議決権を行使することができる支部員の過半数を以て行う。但し、議決権を行使するための書面を提出した支部員及び他の支部員を代理人とする旨の委任状を提出した支部員は、本項の規定の適用については、出席した議決権を行使することができる支部員と見做す。

2 総会の延期又は続行について決議があった場合には、第 39 条各項の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第 44 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(理事会)

第 45 条 理事会は、本支部の最高執行機関として、本支部の活動及び業務に関する責任を負う。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1). 総会に付議すべき事項
- (2). 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3). 内規の制定及び改廃に関する事項
- (4). 本支部の活動及び業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- (5). その他、この規約に理事会の決議によるべき旨の規定がある事項

3 理事会は、すべての理事が参加するメーリングリストを用いて常時開催する。

4 支部長は、理事会の議長を務め、秩序を維持し、議事を整理する。

5 理事は、議案を提出し、議案に対する賛否、修正又は棄権の意思表示をすることができる。

6 理事会の決議は、理事の過半数を以て行う。

7 議案の提出から 72 時間を経過した時において、理事から対案の提出若しくは修正案の提出又は反対の意思表示がない場合は、当該議案が議決されたものと見做す。

8 理事は、支部長に対し、他の理事を代理人とする旨の委任状を提出することができる。

(理事会の議事録)

第 46 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。なお、前条第 2 項に規定するメーリングリストにおいて送受信された電子メールの記録を以て議事録とすることができる。

(参事の理事会出席権)

第 47 条 参事は、理事会が必要と認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(監事の理事会傍聴義務)

第 48 条 監事は、理事会を傍聴し、必要と認めるときは、意見を述べなければならない。

(顧問の理事会出席権)

第 49 条 顧問は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(事務局)

第 50 条 本支部に、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1). 支部員の入退会の処理に関する事
- (2). 名簿の管理に関する事
- (3). 個人情報保護に関する事
- (4). 情報セキュリティに関する事
- (5). ハラスメントの相談に関する事
- (6). 会計及び経理に関する事
- (7). 資金の管理に関する事
- (8). 収支予算の作成に関する事
- (9). 収支決算の作成に関する事
- (10). 規約及び内規の案の起草に関する事
- (11). 総会及び理事会の運営に関する事
- (12). 公式ウェブサイトの設計及び維持保守等、情報企画に関する事
- (13). 補助教材『白門』の「支部欄」の寄稿等、広報に関する事
- (14). 中央大学通信教育部事務室との調整に関する事
- (15). 他の学生会支部との調整に関する事
- (16). 文書の收受、発送及び保管並びに日常的な物品及び備品の購入等庶務に関する事
- (17). その他、本支部の活動及び業務に関する一切の事務

(事務局長)

第 51 条 事務局長は、事務を統轄し、支部長を補佐し、本支部の活動及び業務を遂行する。

2 事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 事務局長は、本支部の支部長を兼ねることができない。

(事務局次長)

第 52 条 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の所掌事務を分掌する。

2 事務局次長は、事務局長が理事又は参事の中から指名する。

第4章 会計

(会計年度)

第53条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 年度末において剰余金が生じたときは、その全部を翌年度へ繰り越すものとする。

(経費の支弁方法)

第54条 本支部の経費は、次の各号に掲げる収入を以て充てるものとする。

- (1). 支部員年会費及び賛助支部員年会費
- (2). 聴講生聴講費
- (3). 寄附金
- (4). 助成金
- (5). 教員招請行事参加費及び講演会参加費
- (6). その他の収入金

(会計の区分)

第55条 本支部の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、本支部が特定の活動を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、理事会の決議を以て、設置するものとする。

(収入支出)

第56条 本支部の収入支出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

(予算)

第57条 支部長及び事務局長は、収支予算に関する書類を共同して作成し、理事会及び総会の承認を経た後、これを公開しなければならない。

2 支部長及び事務局長は、会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて収入支出することができる。

3 支部長及び事務局長は、予見し難い予算の不足等に充てるため、予備費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。

(決算)

第58条 支部長及び事務局長は、収支決算に関する書類を共同して作成し、その貸借対照表及び損益計算書について監事の監査を受けなければならない。

2 前項に規定する書類は、理事会及び総会の承認を経た後、これを公開しなければならない。

3 支部長及び事務局長は、収支決算に関する報告を中央大学通信教育部に対して行うときは、前各項に規定する書類を添付しなければならない。

(金銭出納)

第 59 条 事務局長は、適切かつ確実に金銭出納保管の事務を行わなければならない。

2 支部長及び事務局長は、定常的支出及び 1 件 3,000 円以下の支出を決裁することができる。これ以外の支出は、緊急やむを得ない場合を除き、理事会の決議によって行われなければならない。

3 事務局長は、本支部の活動において収入又は支出があった場合は、会計帳簿に記帳し、証票の存在及び内容並びに現金の残高を確認し、速やかに理事会に報告しなければならない。

4 理事又は参事は、本支部の経費の支出を立て替えることができる。この場合において、事務局長は、原則として、支出に係る証票と引換えに、これを精算しなければならない。

5 理事又は参事は、理事会の決議によって、本支部に現金を貸付することができる。

(会計処理)

第 60 条 本支部の会計処理は、複式簿記によるものとし、発生主義の原則に基づくものとする。

(会計書類の保存)

第 61 条 本支部の会計帳簿、証票、収支予算に関する書類、収支決算に関する書類その他一切の会計書類は、会計帳簿の閉鎖の時から 5 年間、保存しなければならない。

(領収証の交付義務)

第 62 条 理事又は参事は、支部員年会費、賛助支部員年会費、聴講生聴講費その他の本支部の活動の参加費として金銭の納入を受けたときは、原則として、直ちに領収証を交付しなければならない。

(不還付の原則)

第 63 条 既に納入を受けた支部員年会費、賛助支部員年会費、聴講生聴講費その他の本支部の活動の参加費は、原則として、還付しない。但し、内規で規定する場合においては、この限りでない。

(支部員年会費)

第 64 条 本支部の支部員年会費は、支部員 1 人 1 会計年度について、3,000 円とする。但し、毎年度 10 月以降に入会した支部員については、当該会計年度に係る支部員年会費は、1,500 円とする。

2 理事又は参事は、同一年度内に聴講生聴講費を納入した者が入会の申込みを行った場合は、その金額の総額を限度として前各項の規定に基づき納入すべき支部員年会費を減免することができる。

3 理事又は参事は、支部員年会費の納入を受けたときは、速やかに支部員証を発行しなければならない。但し、既に支部員証を保有している者に対しては、この限りでない。

4 前年度から継続して入会している支部員は、毎年度最初に参加する学習会の日又は当年 5 月 31 日のいずれか早い日までに、継続の申込みを行い、支部員年会費を納入しなければならない。

(賛助支部員年会費)

第 65 条 本支部の賛助支部員年会費については、前条の規定を準用する。この場合において、「支部員」とあるのは「賛助支部員」と読み替えるものとする。

(聴講生聴講費)

第 66 条 本支部の聴講生聴講費は、聴講生 1 人 1 回の学習会への参加ごとに、500 円とする。

2 理事は、次の各号の一に該当する者について、聴講生聴講費を減免することができる。

- (1). メンター
- (2). 学習会講師
- (3). 学習会講師が指定した者
- (4). 中央大学法学部通信教育課程に関係する教職員
- (5). 中央大学法学部通信教育課程に関係する教職員が指定した者
- (6). その他、理事会の決議によって指定する者

(寄附金)

第 67 条 本支部は、支部員、賛助支部員、聴講生その他本支部の目的に賛同する一切の者から寄附金を受入れることができる。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。

- (1). 営業上若しくは宗教上の勧誘行為等に関連するもの、又は関連するおそれのあるもの
 - (2). 公職選挙法上の選挙運動等に関連するもの、又は関連するおそれのあるもの
 - (3). 寄附金によって取得した財産を寄附者に譲与する旨の条件が付されているもの
 - (4). 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行う旨の条件が付されているもの
 - (5). 寄附金の全部又は一部を寄附者が取消することができる旨の条件が付されているもの
 - (6). 寄附金を受入れることによって財政負担が伴うもの
 - (7). 本支部への便宜供与を求めるおそれのあるもの
 - (8). その他、理事が不適切と認めるもの
- 2 寄附金は、本支部の会計に繰り入れ、本支部の経費に充てるものとする。

第 5 章 雑則

(規約に定めのない事項)

第 68 条 この規約に定めのない事項が生じたときは、理事会の決議によって処理できるものとする。

附則

第 1 条 この規約は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。従前の規約は、これを廃止する。

第 2 条 この規約の施行の際、支部長、事務局長、ハラスメント相談担当役員、会計監査担当役員である者は、この規約の施行後最初にこの規約に基づく総会が招集され新たな理事及び監事が選任されるまでの間、それぞれ、支部長たる理事、事務局長たる理事、副支部長たる理事、監事として、その任務を遂行するものとする。